

生徒心得

目 的 本校生徒としての自覚にたち、自主自律、敬愛協調の精神に基づいて行動し、合理的秩序ある生活習慣を身につけて学生生活を幸福なものにするためにこの心得を設定する。

第1編 服装に関する規程

第1章 服装の基準

（男子の服装）

第1条 男子の制服は次の各号のとおり定める。

- （1） 上着は本校指定（シングル2つボタンプレザー型）とする。
- （2） スラックスは本校指定（ツータックストレート型）とする。
- （3） Yシャツは白・角襟の長袖とする。
- （4） ネクタイは本校指定のものとする。
- （5） ベストは本校指定のものとし、着用は自由とする。
- （6） ソックスはくるぶしが隠れる長さで白・黒・紺色を基調とし、ワンポイントや派手でない色線のは認める。
- （7） ベルトは派手でないものとする。
- （8） 夏季略装のみ、指定開襟シャツの着用を認める。

夏季略装

6月～9月中旬を目処とし、気候に応じて生徒指導部が指示する。

- （1） 上着・ベストの着用は自由とする。
- （2） Yシャツは白・角襟の半袖でもよい。
- （3） ネクタイは着用する。
- （4） 指定開襟シャツ着用の場合の着こなし方については、次のように定める。
 - ・ネクタイは着用しない。
 - ・開襟シャツの上からブレザー着用は認めない。
 - ・登下校において肌寒いと予想される場合は、防寒着の着用を可とする。

<注意事項>

※学校行事・儀式等、指定した日は指示に従うものとする。

（女子の服装）

第2条 女子の制服は次の各号のとおり定める。

- （1） 上着は本校指定（シングル3つボタンプレザー型）とする。
- （2） スカートは本校指定（スカート丈は膝頭中央とする）とする。
- （3） スラックスは本校指定とする。
- （4） ブラウスは白・角襟の長袖とする。
- （5） ネクタイは本校指定のものとする。
- （6） ベストは本校指定のものとし、着用は自由とする。

(7) ハイソックスは白、黒、紺色を着用する。ストッキングの着用は認める。ハイソックス以外のソックスは、くるぶしが隠れる長さで白・黒・紺色を基調とし、ワンポイントや派手でない色線のものとする。

(8) ベルトは派手でないものとする。

(9) 夏季略装のみ、指定開襟シャツの着用を認める。

夏季略装

6月～9月中旬を目処とし、気候に応じて生徒指導部が指示する。

(1) 上着・ベストの着用は自由とする。

(2) ブラウスは白・角襟の半袖でもよい。

(3) ネクタイは着用する。

(4) 指定開襟シャツ着用の場合の着こなし方については、次のように定める。

・ネクタイは着用しない。

・開襟シャツの上からブレザー着用は認めない。

・登下校において肌寒いと予想される場合は、防寒着の着用を可とする。

<注意事項>

※学校行事・儀式等、指定した日は指示に従うものとする。

項 目		制 服 の 着 用 規 定	
		正 装	夏季略装
男 子	上 着	本校指定	着脱自由
	スラックス	本 校 指 定	
	Yシャツ	白・角襟・長袖	白・角襟・長袖・半袖
	ネクタイ	本 校 指 定	
	ベスト	本校指定（着脱自由）	
	開襟シャツ	－	本校指定
女 子	上 着	本校指定	着脱自由
	スカート	本 校 指 定	
	スラックス		
	ブラウス	白・角襟・長袖	白・角襟・長袖・半袖
	ネクタイ	本 校 指 定	
	ベスト	本校指定（着脱自由）	
	開襟シャツ	－	本校指定

第3条 販売方法については別途連絡をする。

第2章 服装一般

（コート類の着用）

第4条 ジャンパー、オーバー、コート類を着用する場合、華美又は特異の形のもののはさけること。

2 防寒用帽子、オーバーズボン等を着用する場合、華美なものは慎むこと。

（頭 髪 等）

第5条 頭髪は端正、清潔を旨とし、みだりに技巧を加えたり、目立つ長髪にはしないこと。

2 パーマ、カール、リーゼント、脱色、染色、過度な刈り上げ等の奇抜な髪型はしないこと。

3 化粧、アクセサリ（スポーツ用も含む）は禁止とする。

（通学時の履物）

第6条 通学に不適当と思われるものや華美なものはさけること。

2 下駄、サンダル、つっかけ等の使用については第20条2項を適用する。

（運動靴の使用）

第7条 運動靴（上靴）は本校指定のものとする。

（更衣の時期）

第8条 夏季の期間は概ね6月中旬より9月中旬とし、あらかじめ指定する。

（休業日の登下校時の服装）

第9条 休業日の登下校時に際しての服装は制服又は指定ジャージ、及び部活動で認められている練習着、ユニホーム等とする。

（下校後の服装）

第10条 下校後の服装は高校生として良識に基づいたものとする。

（そ の 他）

第11条 服装に関する規程のうち具体的な定めのない事項については、生徒指導部が年度始めに詳細な基準を示すのでそれに従うものとする。

第2編 校内生活に関する規程

第1章 登下校及び欠席などの手続き

（登下校、遅刻）

第12条 生徒は特別の指示がある場合を除き午前8時35分までに登校し、午後4時40分までに下校すること。

2 遅刻する場合は予め保護者よりホームルーム担任に連絡し、登校した時は職員室において入退室カードの交付を受け、教科担任又はホームルーム担任に提示して入室すること。

3 学校に居残る場合は関係教師の指示に従うこと。

4 通学途中では本校生徒たることを自覚し責任ある行動をとること。

5 校舎への出入りは特別の指示がある場合以外生徒玄関を使用すること。

（外出、早退の許可）

第 13 条 登校後は放課後まで許可なく校外に出ないこと。

2 止むを得ない事由で外出、早退する場合はホームルーム担任に届け出て許可を得ること。

但し、病気で早退の場合は養護教諭に相談の上、ホームルーム担任の指示に従いこれを行うこと。

(欠席の届出)

第 14 条 欠席する際は「欠席・遅刻・早退・忌引・欠課等の事前連絡票」に必要事項を記載し、原則として前日までにホームルーム担任に届け出ること。当日の欠席は、保護者よりホームルーム担任に連絡すること。

2 病気、けが等によって、10日を越える期間欠席する場合は、必要に応じて診断書を提出させる。

3 感染症に罹患した生徒は、ホームルーム担任に届け出以降医師の許可がなければ登校できない。家族又は同居人に感染症罹患者が出た場合もこれに準ずる場合もある。

(休業日)

第 15 条 休業日に登校する場合は、予め日時、目的などを関係教師に届け出て許可を得ること。

第 2 章 授 業

(授業中の態度)

第 16 条 授業中は教科担任の指示に従い、話しに耳を傾け、積極的、意欲的に取り組む。

第 3 章 校内生活一般

(礼儀作法)

第 17 条 平素の生活を通じて礼儀正しい行動と明るい作法を身につけるよう努力すること。

2 来校者、職員、生徒間相互について言動を正し、互いに敬愛の念を持って挨拶を励行すること。

3 校長室、職員室、事務室への入室の際は、必ずノックをし服装を整え礼儀を忘れず、言葉は丁寧にすること。

4 図書室での学習は、図書室利用規程に従い、室内での規律を守り、他の生徒の迷惑にならないようにすること。

(校舎、校具の愛護)

第 18 条 校舎、校具の保全愛護を心がけ、もしあやまって破損又は紛失した場合はただちにホームルーム担任又は関係職員に報告し指示に従うこと。

2 校具、施設は丁重に扱い使用後の整理整頓を確実にすること。